

各事業の活動報告等について

1. 作業受委託マッチング支援事業及び授産品新商品開発・販路開拓支援事業について
2. 障がい者タクシー利用料及び自動車燃料費助成事業について
3. 身体障がい者(児)日常生活用具給付事業について
4. 「世界自閉症啓発デー」に合せた庁舎のブルーライトアップについて
5. 「手話言語の国際デー」に合せた庁舎のブルーライトアップについて
6. 医療的ケア児等レスパイト(一時預かり)事業

令和8年7月29日(水)

燕市障がい者自立支援協議会

1.作業受委託マッチング支援事業及び授産品新商品開発・販路開拓支援事業について

【作業受委託マッチング支援事業の概要】

就労系障がい福祉サービス事業所利用者の工賃向上のため、企業等の作業発注と障がい福祉サービス事業所の作業受注のマッチング等を、民間ノウハウを有する事業者に委託し、障がい福祉サービス事業所の増収を図り、中長期的な工賃(賃金)アップを目指します。

- ◆マッチング業務 企業等への営業活動、障がい福祉サービス事業所が受注できる作業の切り出し等
- ◆アドバイザー業務 障がい福祉サービス事業所に対する作業効率、品質管理、単価交渉等について助言

◆目標 企業等への営業活動等を延べ20社以上および10件以上のマッチング(成約)

令和7年度実績

◆決算 マッチング業務1,250,700円 アドバイザー業務880,000円 **合計2,130,700円**

《マッチング業務》

紹介件数 (累計)	285件
成約件数 (累計)	10件【企業6社、事業所6か所】
成約業務内 容	・洗車、付随する軽作業 ・化粧箱折り、組み 立て作業 ・清掃作業

《アドバイザー業務》

内容	福祉事業所へのアンケート調査を実施し、 個別支援を希望した事業所にはワーク ショップ形式の研修を実施した。個別支 援:3事業所
件数	61件(ヒアリング、情報交換、打合せ含 む)

【評価と課題】

成約件数は、昨年度の実績(13件)を下回ったが目標件数(10件)を達成することができた。しかし、紹介された業務内容が利用者の能力に合わないものや、事業所が受注できるタイミングと合わないなど理由はいろいろあったが、福祉事業所の思いと委託業者の考えでズレがあり、紹介件数に対し、成約件数の割合が低いことが課題となっている。

令和8年度

- ・持続可能な制度への転換を図るため、クラウドサービスを活用した仕組みを構築
(令和8年10月開始予定)
- ・企業から福祉事業所への業務発注や物品購入を促進するため、企業の認定制度を導入

【授産品新商品開発・販路開拓支援事業の概要】

就労系障がい福祉サービス事業所利用者の工賃向上のため、授産活動を行う事業所の売上拡大等の支援により工賃向上を図ることを目的としています。

補助対象事業の要件：

補助対象者	市内に所在する就労継続支援A型事業所又は就労継続支援B型事業所
補助対象事業	授産製品の売上拡大等の支援により工賃向上を図ることを目的とした商品開発・販路開拓等に係る事業
補助内容	補助対象経費の2分の1以内の額(上限:50万円)
申請期間	令和7年7月1日(火)から令和7年9月30日(火)まで

令和7年度実績

交付申請2件のうち、2件が採択されました。

①交付決定事業者 スワサポ

交付決定事業名 「自社倉庫内、作業所内での
商品組み立て作業・検品」

交 付 決 定 額 214千円

②交付決定事業者 ワークセンターやすらぎ

交付決定事業名 「ジャムの製造・販売」

交 付 決 定 額 101千円



開発されたジャムは「つばめバリアフリーフェス2025」で販売され、一部完売するなど大好評でした。

【評価と課題】

商品開発や販路開拓等により工賃アップを成功している事業所がある一方で、人手不足や時間がない、ノウハウがないことを理由に、取り組みが進まない事業所もある。

令和8年度

- ・商品開発・販路開拓に取り組む意義や知識・スキルを学ぶ工賃アップセミナーを開催
- ・企業から福祉事業所への業務発注や物品購入を促進するため、企業の認定制度を導入(再掲)

2.障がい者タクシー利用料及び自動車燃料費助成事業について【拡充】

【概 要】

障がいのある人の社会参加を促進するとともに、経済的負担の軽減を図るため、市ではタクシー利用料金及び自家用車の燃料費の一部を助成する事業を燕市社会福祉協議会に委託し実施しています。

特に腎臓機能障害により人工透析を必要とする人は、透析療法を受けるための頻繁な通院に伴い交通費の負担が大きくなっていることから、通院して人工透析を受けている人を対象にしたタクシー利用料金及び自家用車燃料費の助成を令和8年4月から拡充し、負担の軽減を図ります。

【内容】

助成内容	①身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている人 年に 15,000円（500円券×30枚を交付） ※10月以降に申請する場合は、交付枚数は15枚になります。
	②身体障害者手帳3級または療育手帳Aの交付を受けている人 年に 7,500円（500円券×15枚を交付） ※10月以降に申請する場合は、交付枚数は8枚になります。
	【拡充】 ③腎臓機能障害の身体障害者手帳を所持し、通院して人工透析を受けている人 年に 15,000円（500円券×30枚を交付） ※10月以降に申請する場合は、交付枚数は15枚になります。
利用方法	タクシーを利用または自動車燃料を購入した際に、助成券を提出することにより、提出した助成券の額の分だけ料金等が減額されます。 ただし、料金等が提出した助成券の額に満たないときは、当該料金の額とします。
事業委託先	社会福祉法人 燕市社会福祉協議会

3.身体障がい者(児)日常生活用具給付事業について【拡充】

【概 要】

障がいのある人の日常生活を容易にするため、障がいの種類により、日常生活用具を給付しています。日常生活用具の対象品目や助成基準の適正化については、障がいのある人の生活環境やニーズの変化に合わせ随時見直していく必要性があります。

ストーマ装具や紙おむつなどの「排泄管理支援用具」を常時使用する人にとって、物価高騰による経済的負担はより重くなっていることから、排泄管理支援用具の「基準額(給付の上限額)」を引き上げることで、ストーマ装具や紙おむつなどを使用する人の経済的負担の軽減を図ります。

【内容】

【排泄管理支援用具基準額の改定】

区分	種 目		基準額/月		対 象 者
			新	旧	
排泄管理 支援用具	ストーマ 装具	蓄便袋	9,210円	8,858円	・膀胱または直腸機能障がい者(児)で、ストーマ装具を必要とする人
		蓄尿袋	12,070円	11,639円	
	紙おむつ等 (紙おむつ、尿取りパッド、 おしりふき等の衛生用品)		12,780円	12,360円	・膀胱または直腸機能障がい者(児)で、ストーマ装具では対応できない者(児)または脳性まひ等脳原性運動機能障害・二分脊椎による排尿機能障害、若しくは排便機能障害を有し、医師が必要と判断した人

原則、用具の基準額内で価格の1割が利用者負担となりますが、世帯の所得状況に応じて月額負担上限額が設定されます(ただし、基準額を超える額は利用者負担となります)。

なお、障がい者本人が18歳以上の場合、世帯に市民税所得割額が46万円以上の方がいる時は、支給対象外となります。

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯で、障がい者が18歳以上の場合は「本人とその配偶者」、障がい者が18歳未満の場合は「その世帯員全員」。

4. 「世界自閉症啓発デー」に合せた庁舎のブルーライトアップについて

【概 要】

毎年、4月2日は「世界自閉症啓発デー」です。自閉症をはじめとする発達障がいへの理解を深める取組が各地で行われ、日本でも、シンポジウムの開催やランドマークのブルーライトアップ等の活動が行われています。燕市においても、「世界自閉症啓発デー」に合わせて4月2日から市役所庁舎を青色にライトアップしました。本取組を通じて、市民・地域・社会に向けて自閉症をはじめとする発達障がいについて普及啓発を図るとともに、理解促進に努めました。

【内容】

点 灯 日	令和8年4月2日(木)～8日(水)(7日間)
点灯時間	日没15分後～午後10時まで
点灯場所	市役所庁舎おもいやり駐車場付近
点灯方法	ブルーの光で庁舎をライトアップ



ライト・イット・アップ・ブルー活動に賛同し署名しています。

※ライト・イット・アップ・ブルー

「世界自閉症啓発デー」や「発達障がい啓発週間」の関連イベントです。NPO法人あっとオーティズム(兵庫県芦屋市)が、内閣府や厚生労働省等からの後援を受け、全国各地のブルーライトアップの紹介や取組を応援してくれた首長の写真紹介などをHPで掲載しています。

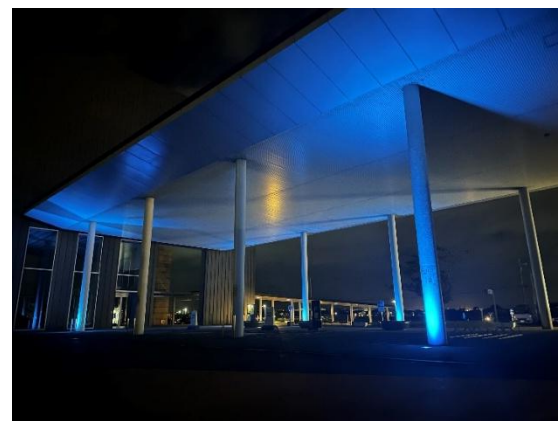
5.「手話言語の国際デー」に合せた庁舎のブルーライトアップについて

【概 要】

市では、令和元年度に「燕市手話言語の普及等の推進に関する条例」を制定し、手話奉仕員養成講座や手話出前講座の実施など、手話言語の普及等に取り組んできました。毎年9月23日の「手話言語の国際デー」に合わせ、施設等を青色にライトアップする「手話言語のためのブルーライト」運動が世界各地で開催されています。燕市も世界ろうあ連盟の取組を象徴する青色で庁舎をライトアップすることにより、市民・地域・社会に向けて「手話が言語である」ことのさらなる普及・啓発を図りました。

【内容】

点 灯 日	令和8年9月22日(火)～24日(木)(3日間)
点 灯 時 間	日没15分後～午後10時まで
点 灯 場 所	市役所庁舎おもいやり駐車場付近
目 的	各国の手話言語を尊重しあい、「手話が言語である」ことへの認知を広めるため
点 灯 方 法	ブルーの光で庁舎をライトアップ



【参考】「世界自閉症啓発デー」での庁舎ブルーライトアップ

6.医療的ケア児等レスパイト(一時預かり)事業

【概 要】

医療的ケア児や重症心身障がい児(以下「医療的ケア児等」といいます。)を在宅で看護する家族が一時的にケアから解放される時間をつくるレスパイトケアは、家族の負担を軽減し、心身の健康を維持するために大切なことです。しかしながら、医療的ケア児が利用可能な短期入所の受け皿となる事業所が少ないことが課題となっています。

こうした状況に対応するため、国の医療的ケア児等総合支援事業を利用した県内初の取組として、医療的ケア児等レスパイト(一時預かり)事業を実施し、家族の就労等の支援や休息をサポートすることで、家族の負担軽減を図ります。

【内容】

(1)医療的ケア児等の一時預かり

- ・対象:市内在住の医療的ケア児等
- ・費用:本人負担なし
- ・内容:
 - ①医療的ケア児等を受け入れるための体制を整備している事業所等への委託による一時預かり
 - ②訪問看護事業所等への委託による看護職員の自宅等への派遣
- ・利用限度:1人あたり年間86時間(国の補助基準により算出)



・委託事業所(令和8年6月22日時点) ロンディーネの杜

(2)環境整備補助金(医療的ケア児等の一時預かり事業の受託にあたり必要となる備品等の購入補助)

- ・対象経費:たん吸引機、ネブライザー、点滴用スタンド、介護ベッド等
- ・補助割合:1/2
- ・補助上限額:500千円